

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十四号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

行規則

(趣旨)

第一条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号。以下「条例」という。）の実施に関しては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(保育の内容)

第三条 条例第二十九条に規定する規則に定める保育の内容は、保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号）に従うものとする。

(児童厚生施設の職員)

第四条 条例第三十三条第二項に規定する規則に定める者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 厚生労働省地方厚生局長又は地方厚生支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上児童福祉業務に従事したもの
- 三 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 四 次のいずれかに該当する者であつて、知事（市町が設置又は認可した児童厚生施設にあつては、当該市町の長）が適当と認めた者
 - イ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ロ 学校教育法に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、

芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。